

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	教育委員会事務局及び教育機関
監査の種類	令和3年度 定期監査（3監第100号 令和4年3月24日報告）
措置を講じた者	いわき市教育委員会教育長職務代理者
通知を受けた日	令和4年6月17日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 運動場照明設備使用料に係る収入事務において、使用料が前納されておらず、その督促も行われていない例が認められた。	令和4年 6月17日
2 収入事務（その2） 行政財産目的外使用許可に係る収入事務において、当該許可施設に附帯する諸設備の使用に係る経費負担を求めている例が認められた。	令和4年 6月17日
3 収入事務（その3） 行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料等の算出に誤りのある例が認められた。	令和4年 6月17日
4 収入事務（その4） 学校給食納付金（給食費）に係る収入事務において、指定金融機関等への納入が遅延している例が認められた。	令和4年 6月17日
意見又は要望とする事項	
1 収入事務（災害共済給付の共済掛金納入に係る規程の整理について）	令和4年 6月17日
2 収入事務（学校給食費の納入に係る規程の整理について）	令和4年 6月17日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>運動場照明設備使用料に係る収入事務において、使用料が前納されておらず、その督促も行われていない例が認められた。</p> <p>※ 市公立学校運動場照明設備使用料条例第3条では、運動場照明設備の使用許可を受けた者は、使用料を前納しなければならないと規定されているが、令和3年7月13日の学校体育施設使用許可において、納期限である令和3年7月26日までに、使用料が納入されていなかった。</p> <p>なお、この件については、前回（平成30年度）の定期監査においても同様の指摘をしており、事務の見直し改善等、適正な事務処理の確保が図られていない結果となった。</p> <p>また、納期限を過ぎても債務を履行しない者に対しては、いわき市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年8月15日まで）に書面により督促をしなければならないが、監査実施日（令和3年12月14日）において、督促が行われていなかった。【類例2件あり】</p> <p style="text-align: right;">（学校支援課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>施設の使用にあたっては、使用許可書及び金融機関の収入印が押印してある納入通知書兼領収証書（第15号様式）を学校に提示し、鍵の貸し出しを受けるよう通知しておりますが、一部取り扱いが徹底されていなかったこと、また、未納者への督促について、口頭によるものでよいと誤認していたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>納入が確認できない団体に対しては、次回の使用を許可しないこととし、学校に対しては納入通知書兼領収証書（第15号様式）を提示しない団体には鍵の貸し出しをしないよう通知しました。</p> <p>また、監査時に使用料を納入していなかった団体については、新型コロナウイルス感染対策で施設を使用していない場合も考えられたため、督促状の前段として、事実確認の文書を送付しました。この結果、使用がなかった団体については使用許可を取り消し、実際に使用した団体については使用料が全額納入されました。</p> <p>今後は市債権管理条例施行規則に基づき、書面による督促を行います。</p>
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>行政財産目的外使用許可に係る収入事務において、当該許可施設に附帯する諸設備の使用に係る経費負担を求めている例が認められた。</p> <p>※ 行政財産の目的外使用を許可された者が附帯する水道等の諸設備を使用する際は、市財務規則第246条の規定により、原則として必要な経費を求めるとされている。</p> <p>小名浜学校給食共同調理場及び常磐学校給食共同調理場において、休憩室及び</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>市財務規則に基づき経費負担を求めるところを、認識していなかったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>監査結果を受け、当該相手方に対し、負担を求めたところでした。</p> <p>また、令和4年度からは、適切に下水道料金の負担を求めています。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>車庫として施設の使用を許可しているが、使用者に負担を求めているのは電気料金及び水道料金となっており、下水道料金については求めていなかった。</p> <p>(学校支援課)</p> <p>3 収入事務 (その3)</p> <p>行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料等の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 平南部、平北部及び小名浜学校給食共同調理場における行政財産使用許可に伴う電気料金及び水道料金の実費徴収金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財務部長通知）」の規定により、子メーターがない場合として算出しているが、算出の基礎となる使用許可部分の面積を誤って適用していた。</p> <p>(学校支援課)</p> <p>4 収入事務 (その4)</p> <p>学校給食納付金（給食費）に係る収入事務において、指定金融機関等への納入が遅延している例が認められた。</p> <p>※ 令和3年4月分の学校給食納付金（給食費）として4月30日（金）までに受領した現金については、市学校給食共同調理場管理規則第6条第2項の規定に基づき、納期限である5月10日（月）までに指定金融機関等に納入しなければならぬが、6月4日（金）に納入していた。</p> <p>(小名浜第一小学校)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>私用電気料等の算出は、公有財産評価表の面積を基に算出していましたが、該当の棟については、棟の一部の使用であったため、算出誤りとなったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>監査結果を受け、算出誤りがあった分について還付処理を行いました。</p> <p>また、令和4年度からは、適正な面積を基に算出しています。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>新型コロナウイルス感染防止の学校休業があったため、児童からの徴収が遅れていましたが、納入期間内に納入があった一部の給食費については、納期限までに納付する必要があったことについて認識していなかったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>納入があった給食費については、担当者以外複数で確認を行い納期限までに納付することとしました。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 収入事務（災害共済給付の共済掛金納入に係る規程の整理について）</p> <p>独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が行っている災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）は、学校管理下における児童生徒等の災害に対して支給されるものであるが、その原資となる共済掛金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びいわき市独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則に基づき、原則、教育委員会と児童生徒等の保護者がそれぞれ2分の1を負担することとなっている。</p> <p>共済掛金の支払については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令に基づきセンターが指定する期日までに、一旦、教育委員会が全額を負担し、その後、教育委員会は、各学校を通じて保護者に対して共済掛金を請求し、各学校は保護者から共済掛金を集金の上、教育委員会に納入している。</p> <p>各学校では、都度、保護者から徴収した掛金を、教育委員会が発出した通知に記載された納期限により一括して納入していることから、市財務規則における収納金の払込み期限との関係が整理されていない状況となっている。</p> <p>教職員の負担軽減や学校事務の効率化を図る観点からの対応であることは理解できるものの、現行の実務は市財務規則にそぐわない対応となっていることから、他自治体の事例等を参考の上、共済掛金の納入事務に係る規程の整理について、検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p>	<p>「いわき市独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則（令和2年4月1日いわき市教育委員会規則第4号）」においては、「保護者から徴収する共済掛金の額」及び「要保護児童生徒等の保護者から当該額を徴収しないこと」を規定しておりますが、「収納金の払込期限」については定めておりません。</p> <p>これまで、教職員の負担軽減や学校事務の効率化の観点から、保護者から徴収した負担金を一時的に保管し、教育委員会が発出した通知の納期限までに一括で納入しておりましたが、市財務規則第49条の3第1項では、「出納機関（学校）は、現金を受領したときは、その日のうち（遅くとも翌日まで）に指定金融機関等に払い込まなければならない。」とされており、財務規則との整合が図られていない状況となっております。</p> <p>このことから、今年度の払込期限までに、「いわき市独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則」に、「学校長は、7月30日までにいわき市指定金融機関等に共済掛金を納入しなければならない。」という特例を設けることとして、規則改正の事務手続きを進めてまいります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>2 収入事務（学校給食費の納入に係る規程の整理について）</p> <p>本市の学校給食費に関する事務は、「いわき市学校給食共同調理場管理規則（以下、管理規則。）」のほか、「いわき市学校給食関係事務取扱要領」や「学校給食事務の手引（以下、手引。）」で取扱いが定められている。主な事務手順としては、学校長が、学校給食共同調理場所長に当月分の給食費の内訳を報告し、所長は、その内容に基づき学校長へ納入通知書を送付。学校長は、保護者から徴収した給食費を翌月 10 日までに市指定金融機関等に納入するものとなっている。</p> <p>具体的な取扱いは主に「手引」に定められており、過年度、過月分の給食費は、保護者から徴収後、概ね 1 週間以内には納付とされているが、「管理規則」での定めがないことから、市財務規則における収納金の払込み期限との関係が整理されておらず、また、過月分についての明確な定めもない状況となっている。</p> <p>国が作成したガイドラインにおいて、学校給食費の徴収は、地方公共団体自らの業務として行うものとされており、本市においても、一元的な徴収体制のあり方について課題の整理を進めている中、現時点では学校が徴収事務を担っていることから、教職員の業務負担軽減や学校事務の効率化を図るため、「手引」でこのように定めたことについては理解できるものの、現行の実務は市財務規則にそぐわない対応となっていることから、各学校において給食事務が円滑に行えるよう、過年度、過月分の給食費の納入に係る規程の整理について、早急に検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">（学校支援課）</p>	<p>「学校給食事務の手引（以下、手引。）」で過年度・過月分の給食費の納入については、保護者からの徴収後、概ね 1 週間以内に納付することとしておりましたが、学校における現金管理の事故等防止の観点から、「手引」の取扱いを市財務規則通り、受領した給食費は原則として当日に納付するよう改めました。</p>